

障害者差別解消法の成立

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

2016年4月1日施行

13

相談支援（ケアマネジメント）の変遷

- ・1981年 「完全参加と平等」スローガン国際障害者年
～ノーマライゼーションの理念の浸透～
- ・1990年 福祉ハ法改正
～入所施設支援から地域生活支援へ～
- ・1993年 心身障害者対策法⇒障害者基本法へ改正
～「自立と社会参加」「尊厳」～
- ・1995年 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律の改正
～「障害者ケアガイドライン」検討開始～
～ノーマライゼーション7か年戦略～

14

相談支援(ケアマネジメント)の変遷

～ノーマライゼーション7か年戦略～

(1) 地域で共に生活するために

障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい・働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立。

(2) 社会的自立を促進するために

障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開

(3) バリアフリー化を推進するために

障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取組み

(4) 生活の質(QOL)の向上を目指して

障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図る為、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進

(5) 安全な暮らしを確保するために

災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守る為、地域の防犯、防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進

(6) 心のバリアを取り除くために

ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進

(7) 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を

我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行う¹⁵とともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進

相談支援(ケアマネジメント)の変遷

・1997年～2002年度 「障害者ケアマネジメント体制整備推進事業」

・1998年 「ケアガイドライン」(3障害)

(身) 市町村障害者生活支援事業

(知・児) 障害児・者地域療育等支援事業

(精) 精神障害者地域生活支援事業

相談支援事業のはじまり

・2002年 一般財源化「障害者ケアガイドライン」

・2003年 「支援費制度」施行

「障害者ケアマネジメント体制支援事業」

・2006年 障害者自立支援法 「ケアマネジメントの制度化」

・2010年 対象者を全利用者へ拡大

・2012年 障害者自立支援法改正

・2013年 障害者総合支援法

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

- ・機能的又は能力的に不自由なことが障害？
何らかの身体的・精神的な障害がある人が障害者？
- ・その人たちが 機能的又は能力的に不自由なことで生活がしづらいことが障害では？
- ・地域の中で阻害され、生きづらさなどを感じて日々生活されている人たちが障害者？
- ・地域社会の仕組みや、それらを創ってきた人たちの意識（こころ）の中に真の「障害」があるのでは？

17

Normalization(ノーマライゼーション)

平等化



Integration(インテグレーション)

統合化



Inclusion(インクルージョン)

包括的共生社会

18

様々な関係諸法令に共通しているポイント

- ①他者との平等
- ②個の尊厳の尊重
- ③個の権利の行使
- ④選択の機会の確保
- ⑤社会参加
- ⑥他者との共生社会

権利擁護の視点

19

そもそも権利擁護とは？

「権利」…生まれながらにあるもの
ある物事を自分の意思によって、
自由に行ったり、他人に要求したり
することのできる資格・能力。

「擁護」…権利を行使するための手立て
侵害、危害、破壊を加えようとする
ものから、かばい、まもること。

20

まもられてる？

生命、身体の安全
自由、平等、差別待遇の禁止
名誉、信用、プライバシーの保護
幸福追求、生活保障
療育・教育・社会経験等の機会
労働、経済的活動
表現、思想、宗教
個人の尊厳・尊重

21

行使できてる？

健康になりたい
家族と一緒に普通の暮らしがしたい
色んなことを学びたい
たくさん友達をつくりたい
旅行や遊びに行きたい
おしゃれをしたい
働きたい
結婚して家庭をもちたい
人の役に立ちたい・・・等。

22

当事者の想い

ピープルファースト(People First)

「わたしは、障害者としてではなく、
まず、ひとりの人間として見てほしい」

チャイルドファースト(Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、
まず、ひとりの子供として見てほしい」

23

まもるための手立て

自己決定・自己選択

ができるように

そのために必要なこと

意思決定支援

意思形成支援

24

相談支援（ケアマネジメント）の本質

出来ないことを補う支援も必要

相談支援（ケアマネジメント）を通じて、本人が希望すること、願っていること、どうしたら実現出来るかを共に考え、本人による**自己選択・自己決定**ができるように支援する。

本人中心のニーズ・本人主体の支援

25

相談支援（ケアマネジメント）とは

障害があっても、その人が、その人らしくその人が生きがいをもって、**社会の一員**として地域で暮らせるよう、寄り添うこと。そこには、本人が常に中心であること。

相談支援（ケアマネジメント）は、
意思決定支援・意思形成支援
である。

26

相談支援（ケアマネジメント）の基本的視点

その1



千葉県相談支援アドバイザー
宇津木 文雄

1

この研修(講義)の獲得目標

- ・障害者支援の基本的な視点を理解し、利用者に寄り添う支援を心がけることを学ぶ。
- ・本人の強みの視点と強みを生かした支援が重要であることを理解する。

2

障害者支援の基本的視点は何か？

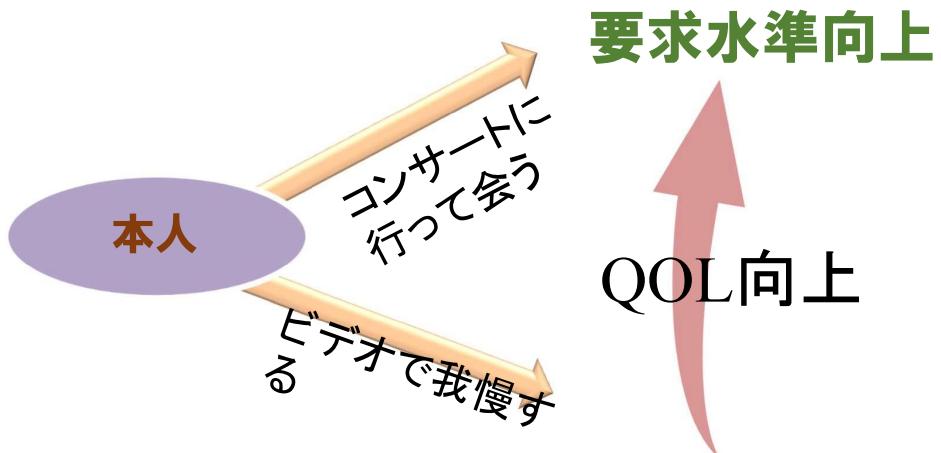
人権の尊重や社会資源の実現を前提として

- ・ 生活者の視点(QOLの重視)
- ・ 本人主体の視点(本人中心)
- ・ エンパワメントの視点(当事者による社会変革)
- ・ 個別化の視点(個性の尊重)
- ・ 自立・自己決定の視点(意思決定支援)
- ・ アドボカシーの視点(権利擁護)

3

基本的視点1 生活者の視点(生活の質の重視)

人生の質を高めるための支援に積極的であること



4

生活の質の向上とは

- ・生活は、①命、②暮らし、③生き方 という3重構造になっている。
- ・支援者は利用者の生活水準を向上させるためにより質の高い生き方を考える姿勢が求められる。

【生活の質の向上】

- ・車いす生活の方がいつも好きな歌手のビデオを見ており、支援者がコンサートに同行することでとても喜んでいた。

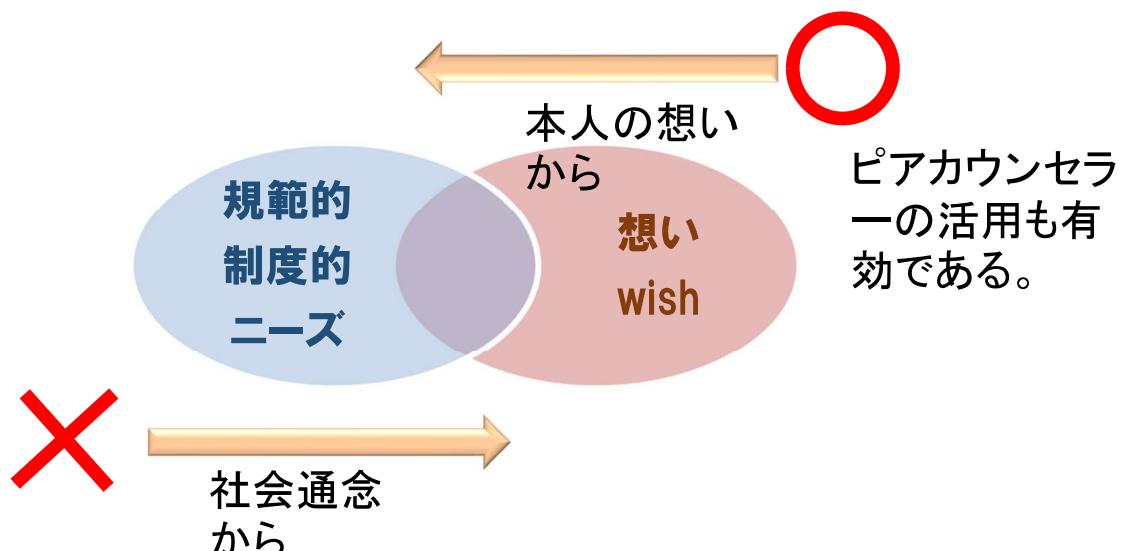
【生活の質の低下】

- ・生活介護事業所で遠出外出を予定していたが、雨のため中止となり、雨の日の楽しみ方が準備されていなかった。

5

基本的視点2 本人主体の視点（本人中心）

社会通念や既存の制度から障害を捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「想い」を捉え、主体性を引き出す。



なぜ本人主体なのか

- ・課題の解決からではなく、本人ができるかと、したいこと、好きなことに焦点を当てた支援を進めることでこそ、本人が主体的に課題を克服することができる。
- ・重要なのは。本人の自己効力感の向上であり、したいことに近づくための小さな成功を積み重ねることや失敗を経験することで学びを経て結果が形となって表れることを知ることで前進が始まる。

【就労継続支援】

月～金 まで同じ作業

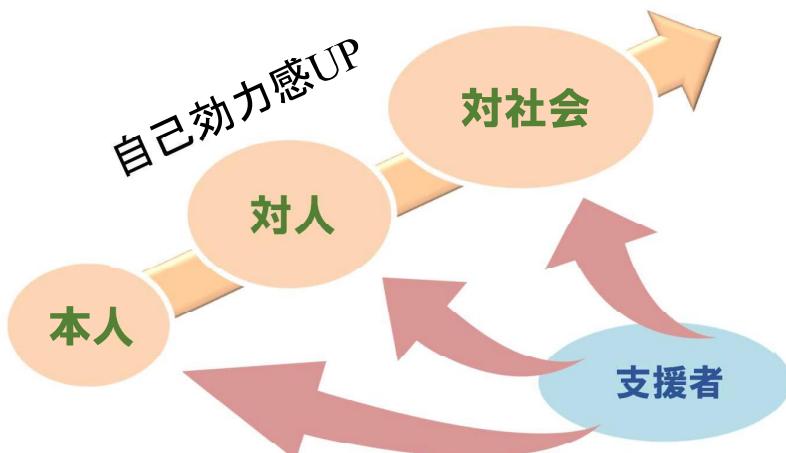
ただ単に作業を繰り返すか、毎日の目標を持って取り組むか

7

基本的視点3

エンパワメントの視点（当事者による社会変革）

本人が周囲の人々や社会に働き掛け、社会を変えることで課題を解決していくために、環境に働き掛ける。



8

エンパワメントとストレンジス

- ・エンパワメントとストレンジスは似たような概念である。
- ・ストレンジスは人間の中にある逆境や苦難を乗り越えていく力や強さを表し、エンパワメントとは本人が周囲の人たちや社会に働きかけ、社会を変えることで課題を解決していくこと。
- ・エンパワメントをパワーが備わった状態とし、ストレンジスをその状態になるための方法や視点とも考えられる。
- ・支援者は当事者の思いを組み入れ、当事者の支持や支援をしていく。

【例】

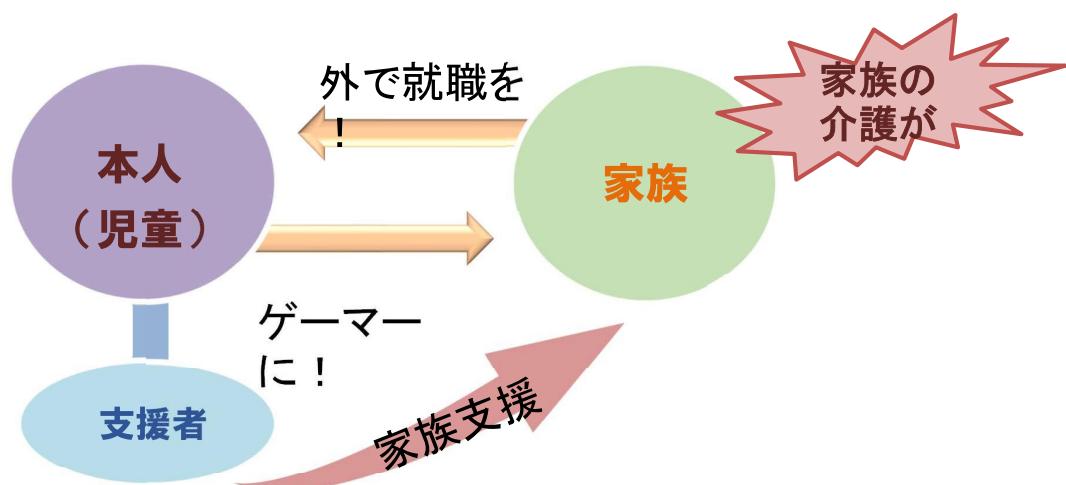
車いすで電車に乗りたい。

本人と市役所にかけあう。⇒駅の整備をする。⇒乗車できる。

9

基本的視点4 個別化の視点（個性の重視）

画一的な価値観から本人を評価するのではなく、個性を活かした生き方を支援する。家族の人生も尊重する。



10

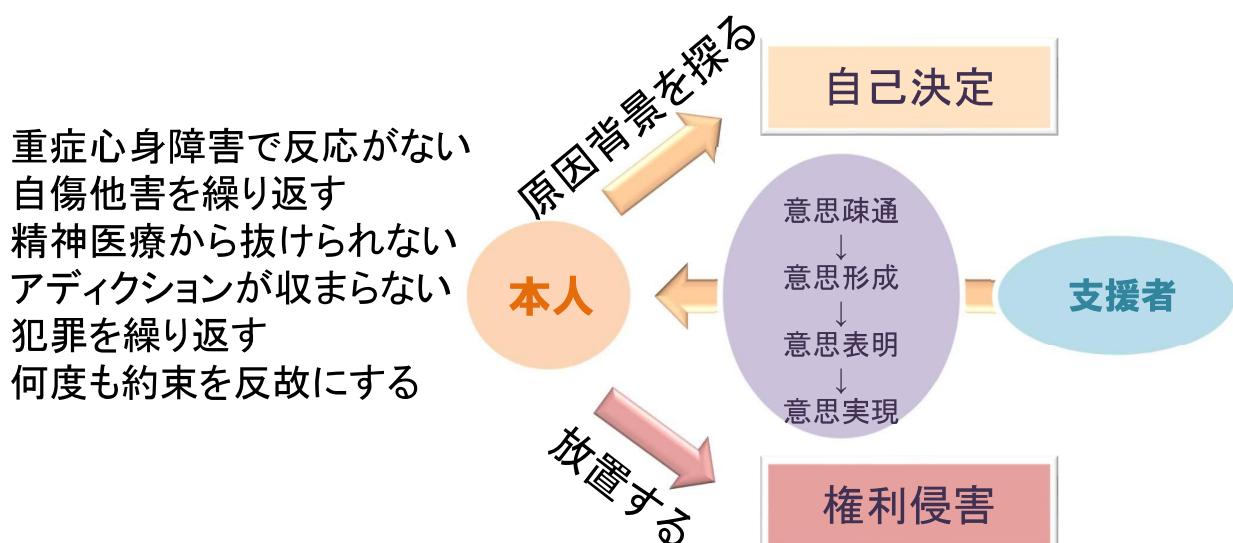
一般と個性とは

- ・「脳性麻痺の方の一般的な特徴は、…。発達障害の方は○○が苦手です。」などと記載されている。画一的な価値観である。しかし、それはあくまで一般的であり、同じ脳性麻痺でもAさんとBさんは同じではない。
- ・その方のレベルや能力などとともに、おかれている環境などによっても特徴が出てくる。
- ・本人や家族に聞き取りをすることにより、状況をよく理解し、Aさんの特徴として個性を大切にすべきである。
- ・本人の意思と家族の思いが異なることもあり、家族の置かれている状況も理解していく。

11

基本的視点5 自立・自己決定の視点（意思決定支援）

どんなに重い障害や困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定に導く。



12

自立・自己決定の課題とは

- ・意思決定支援とは認知障害を持った人々が平等に社会参加できるように意思決定の手助けをすることとされている。
- ・最重度の方でも何らかの意思決定ができるという前提で進めていく。支援者側の工夫と寄り添いが重要である。

・自己決定の課題

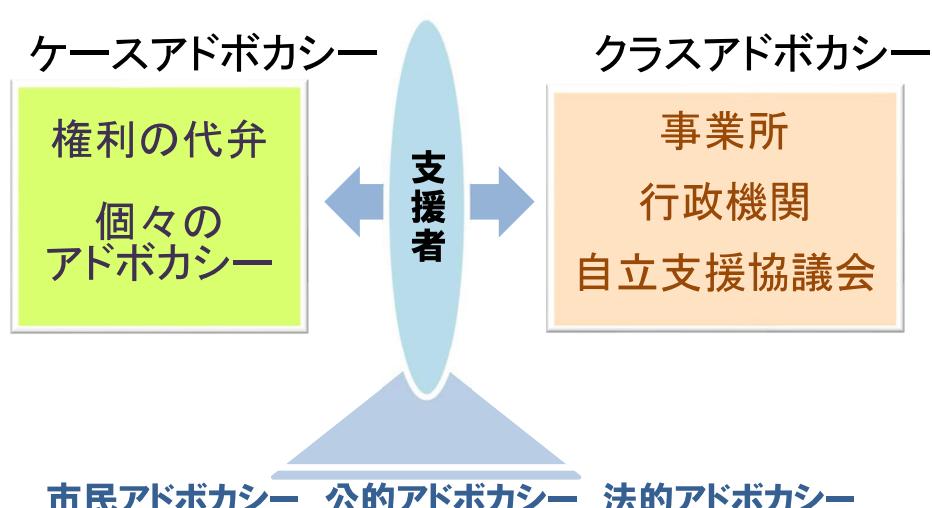
- ①生命・心身の安全と自由の尊重
- ②制度的な背景がもたらす影響
- ③支援者側の意識の問題
- ④家族に関する要因



13

基本的視点6 アドボカシーの視点（権利擁護活動）

ケースアドボカシーとクラスアドボカシー双方に通じて、高いレベルでその人らしい暮らしを実現する。



14

アドボカシーの課題とは

- ・アドボカシーとは自分で判断する能力が難しい人のために権利の主張や自己決定をサポートする活動であり、権利擁護ともいわれる。
- ・事業所では権利侵害が起きていることがある。職員の要因として利用者との親密感やストレス、制度、知識の不足などが考えられる。
- ・当事者の権利を代弁すると所属事業所の批判になることがある。
- ・相談支援、法的支援、生活支援の3つの輪が重なり合うことが重要である。

15

相談支援（ケアマネジメント）の基本的視点 その2



千葉県相談支援アドバイザー
宇津木 文雄

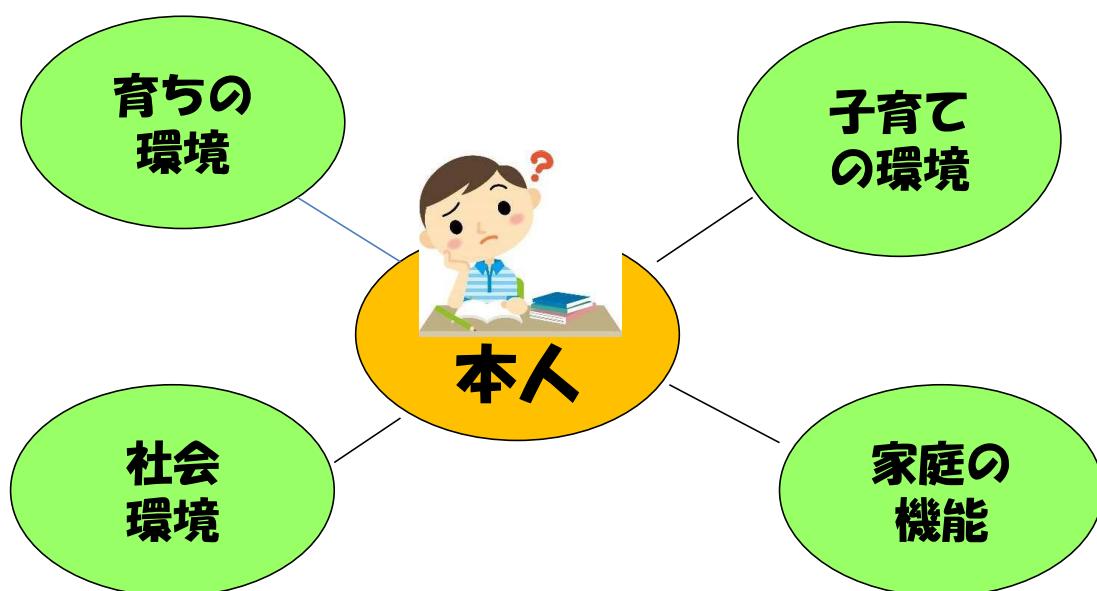
16

この研修(講義)の獲得目標

- ・児童支援に対する基本的な視点を理解し、利用者および保護者の立場を確認する。
- ・ケアマネジメントの理念と技術、それぞれの場面でのポイントを体得し、障害者支援の現場で実践できるようになる。

17

子どもを取り巻く社会は今



18

児童支援の基本理念

1. 障害のある子ども本人の最善の利益を保障
2. 地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮
3. 家族支援の重視
4. 障害のある児童の地域社会への参加・包容を子育て支援で

19

児童期の支援の基本的な支援

- 1, 手帳を持たない児童に対する支援
- 2, 乳幼児期の医療的な支援
- 3, 障害を持った家族への支援
- 4, 本人と児童の状態に合わせた子育て支援
- 5, 虐待の対象にならないための支援



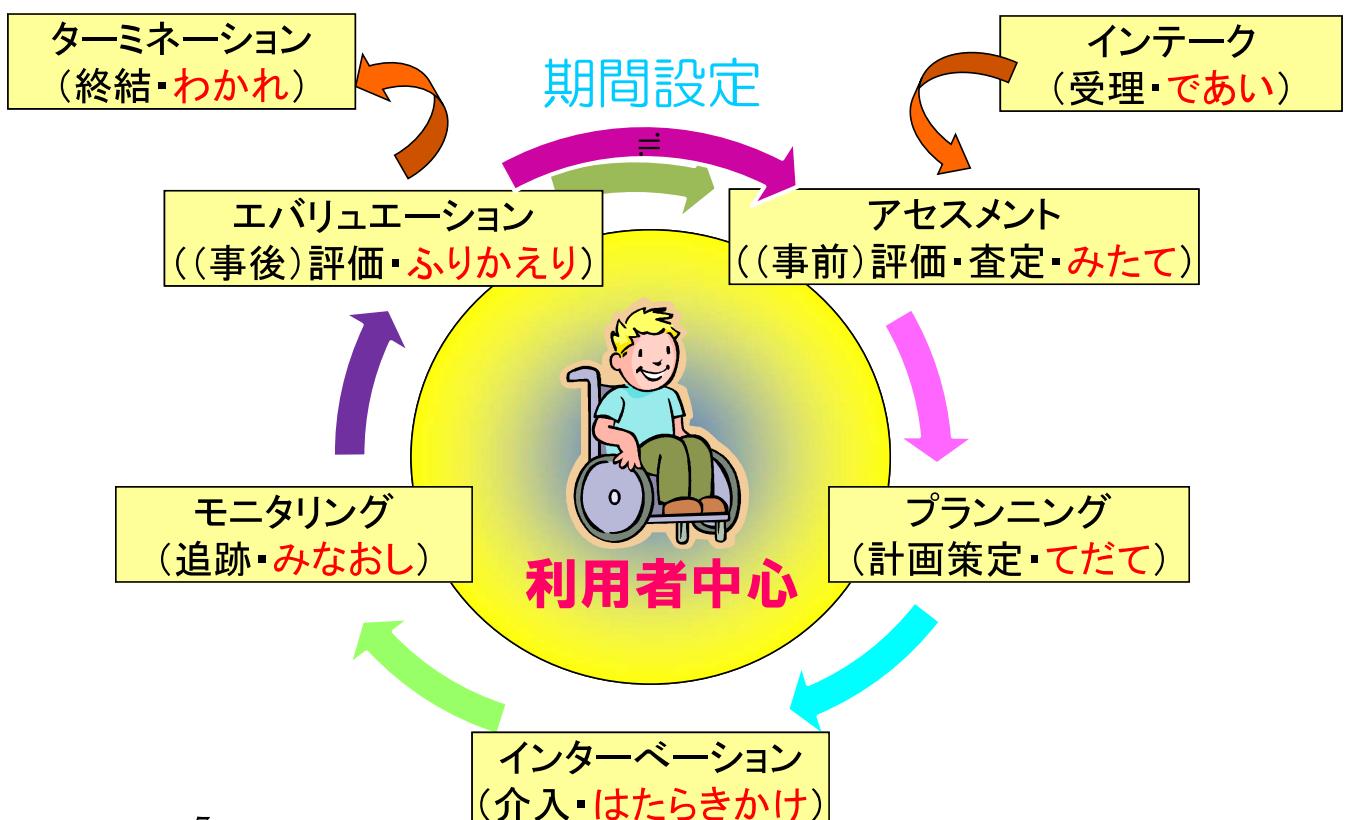
20

児童支援の方法

- 1, 一人ひとりの児童の状況を把握
- 2, 児童の生活リズムを大切に
- 3, 発達の過程に応じた活動を支援
- 4, 児童の集団活動を支援
- 5, 児童が自発的、意図的に取り組める環境を
- 6, 児童の遊びを通じて力をつける
- 7, 親子関係を大切にする

21

ケアマネジメントのサイクル(プロセス)



7

ケアマネジメント過程（1）インテーク

○インテーク

クライエントとケースワーカーが出会い、援助関係を構築していく最初の機会⇒**まず受け止める**

○インテークの基本的目的

- ・信頼関係の構築
- ・クライエントとその主訴の理解と把握
- ・サービス等の機能とケースワーカーの役割を説明
- ・援助を受ける意思の確認
- ・問題解決への動機付け

23

バイステックの7原則

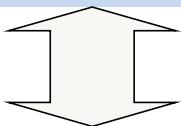
1. クライエントを個人としてとらえる。
2. クライエントの感情表現を大切にする。
3. 援助者は自分の感情を自覚して吟味する。
4. 受け止める。
5. クライエントを一方的に非難しない。
6. クライエントの自己決定を促して尊重する。
7. 秘密を保持して信頼を醸成する。

24

ケアマネジメント過程（2）アセスメント

（1）対象者を理解する（情報収集）

- ・これからどんな生活をしたいのか
- ・困っていることは何か（主訴）
→要望（デマンド）ではなく、ホントのニーズ（思い）を探る
- ・これまでどんな暮らしをしてきたのか、どんな毎日なのか→セルフケア能力を把握
- ・全体的に見る（家族関係の中、地域社会の中で・・・）
- ・対象者の両面を見る（リフレーミング）
- ・弱点より強みを見つける（ストレングス）



情報収集：面接、訪問、認定調査票、概況調査票、専門機関etc.

（2）担当者としての判断も大事

担当者としての専門的な判断をする→記憶を鮮明にするためにケースについてタイトルを付ける、要約表現するなどの工夫も必要

25

課題解決の糸口を探す～ストレングス ～今できていることを見つける、活用する

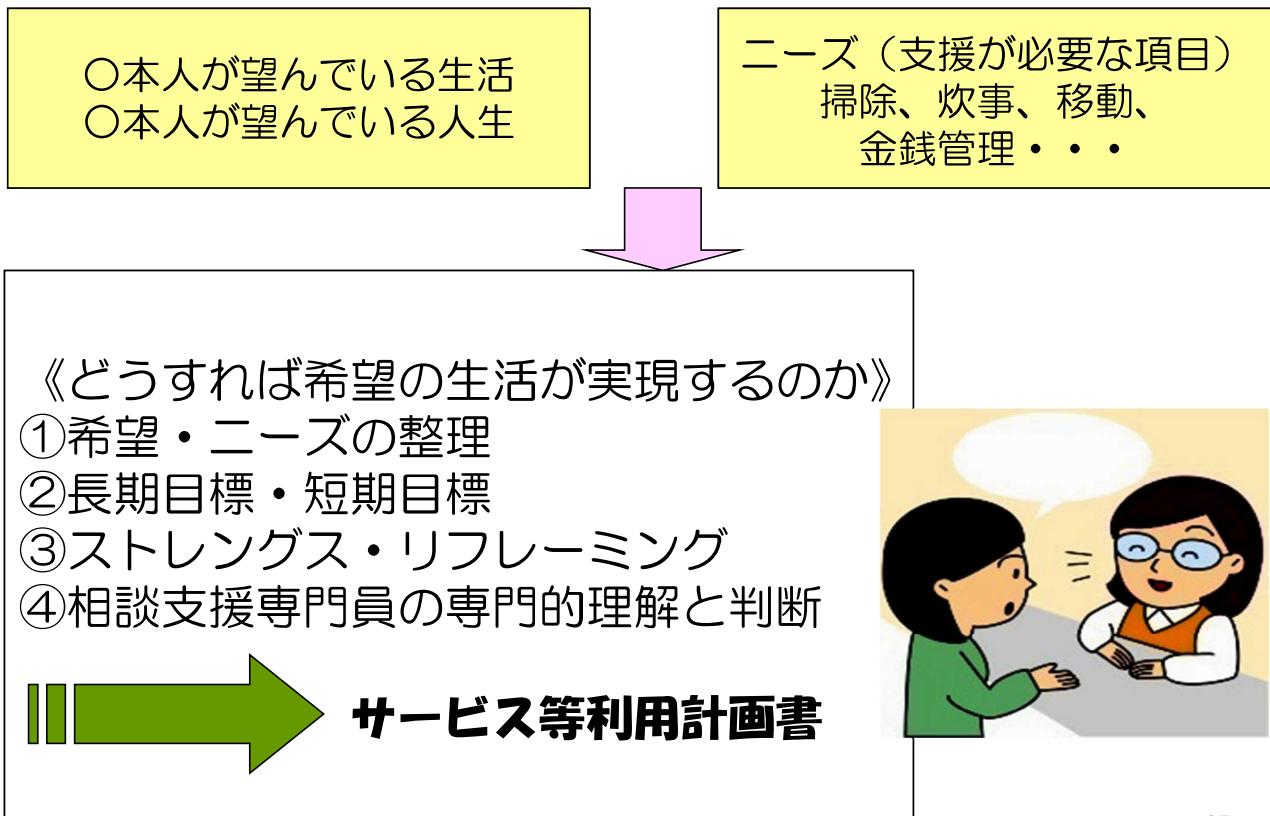
《その人が持っている強みに気づく》

1. その人が本来持っている強さ（やさしい、人懐っこい）
2. 健康な側面（体力がある、お腹が丈夫・・・）
3. 得意なこと（運動、歌、パソコン・・・）
4. 潜在的な能力（働ける、グループのリーダーになれる）
5. 暮らしの中で獲得した技能（自転車に乗れる、簡単な料理ができる・・・）
6. 関心のあること、好きなこと（ある歌手が好き、旅行が好き・・・）
7. コミュニケーション技術（誰とでも仲良くなれる、礼儀正しい、挨拶ができる・・・）

《環境の利点に気づく》

- | | |
|----------------|---------------|
| ・話を聞いてくれる隣人がいる | ・バス停の近くに済んでいる |
| ・市役所の保健師さんが親切 | ・友人が近くにいる |
| ・郵便局が近い | |

ケアマネジメント過程（3） サービス等利用計画書の作成



27

ケアマネジメント過程（3） サービス等利用計画書の作成

○計画の内容

- ①障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用
- ②他制度のサービス
- ③代替案、インフォーマル資源の活用
- ④モニタリング期間
- ⑤緊急に対応しなければならないこと

計画に必要な要素
(毎日の生活をイメージする)

- ①住まい
- ②日中活動の場
- ③支援体制



○用具（様式）を使う

○サービス担当者会議（ケア会議）

28

サービス担当者会議

- ・ 参加者
 - ・ 相談支援従事者（召集者）
 - ・ 本人や家族、キーパーソン
 - ・ サービス利用計画によって関わりが想定される者
(市町村職員、福祉サービス事業所、医療機関、
民生児童委員・・・)
※メンバーは必要に応じて変わる
- ・ 目的
 - ・ 対象者と家族の生活を全体的に共通認識する。
 - ・ 関係者がこれから利用するサービスについて認識を共有する。サービス事業所と本人の調整。
 - ・ 当人とサービス提供者が顔をあわせ、相互に理解する。
- ・ 留意点
 - ・ 個人情報保護



29

サービス担当者会議 ～会議の運営

会議の進行

○司会、記録係

○進行

- 1 メンバーの紹介
- 2 アセスメント、サービス利用計画案の提示と検討
(専門家・事業所からの意見と情報確認、市町村の支給決定方針等)
- 3 役割分担の確認 (役割に責任を持つ集団)
- 4 現状ではできないことの確認 (夢だけでは・・)
- 5 次回の開催日およびキーパーソンの確認
- 6 利用者の同意と (利用者の) 役割確認



※ 本人と担当者とのニーズ等が一致しないときは、とりあえず
本人のニーズで一步前進させる。

30

ケアマネジメント過程（4） サービス等利用計画の実施



31

ケアマネジメント過程（5） モニタリング・再アセスメント・評価

モニタリングと評価

- ・利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と信頼関係を醸成。
- ・市町村は対象者に応じて柔軟に設定。国は標準期間を設定。

- ↓
- ・ 効果が現れていない
 - ・ 利用者の満足度が低い
 - ・ ニーズ、環境が変化した

➡ 再アセスメント

- ↓
- ・ ニーズが解消した
 - ・ 本人が終了を希望
 - ・ 入院した

➡ 終結

32

ケアマネジメントの特徴(1)

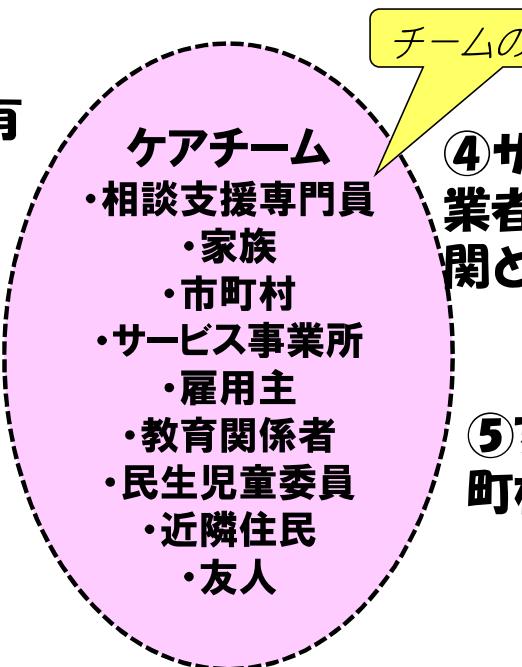
～チームアプローチ

①アセスメントの共有

- ・生活の目標と生活支援の目標の共有化
- ・複数専門職のアセスメント段階からの関わり

②利用者と家族の「参加」

③多分野の専門職との協働



④サービス提供事業者や地域の機関との協働

⑤支給決定する市町村との協働

⑥相談支援専門員同士の協働→人脈の活用

33

ケアマネジメントの特徴(2)

社会資源(サービス)の活用

(1) フォーマルサービス

- ・制度を十分に活用する！
- ・使えるものは何でも使うのか？



(2) インフォーマルサービス

- ・地域の非公式な資源は生活に必須！
- ・個人的な人脈（情報）次第！

(3) 社会資源の開発⇒協議会（地域自立支援協議会）など で地域課題として共有、解決へ

▲協議会の活動を活性化させるために

- ・地域の現状分析
- ・他地域の状況
- ・利用者のニーズ調査など
- ・個別事例報告



34

令和5年度千葉県相談支援従事者初任者研修

「相談援助技術」

山武郡市障がい者基幹相談支援センター
山岡 功平
(社会福祉法人ワーナーホーム)

【この講義の目的】

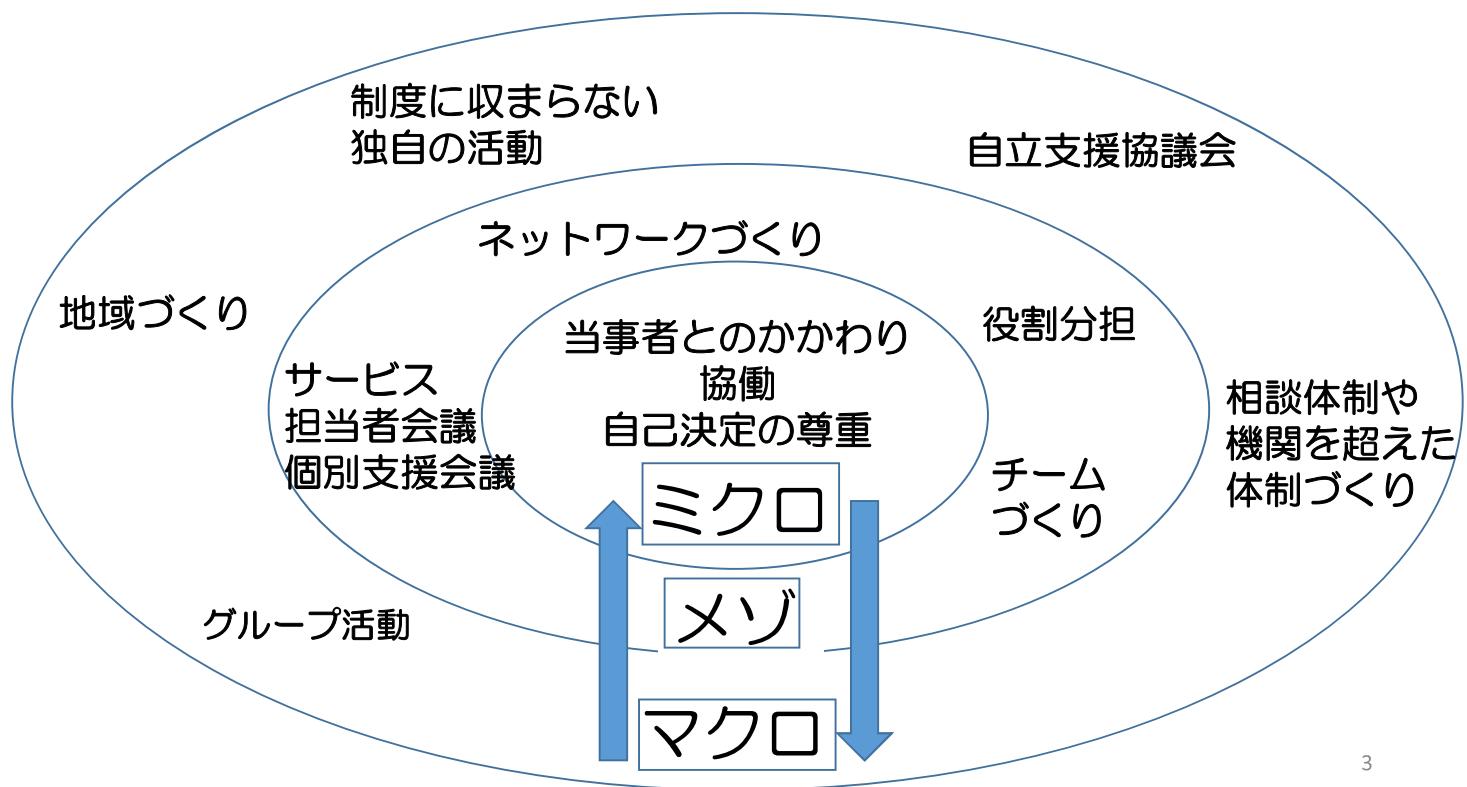
様々な相談援助(ケアマネジメント)技術の方法を理解し、実践的に活用できるようになる。

→相談支援専門員に必要な、相談援助技術や本人主体のケアマネジメントの技術について学ぶ。



2

相談支援専門員の実践



3

相談支援専門員の実践で必要な相談援助技術について

- ① 援助関係の構築
- ② デマンドとニーズを考える
- ③ アセスメント
- ④ 意思決定の支援
- ⑤ ソーシャルワークの技法
(ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク)
- ⑥
- ⑦

4

① 援助関係の構築

「相談援助」とは？

何らかの生活課題を抱えた個人・組織・社会(援助対象)に対して援助関係を結び、さまざまな援助技術を行い、援助目標に向けて、ともに課題を乗り越えていく過程。

「相談支援専門員の役割」

対人援助を通して、援助対象者の社会生活を充実したものにしていくとともに、環境へのさまざまな働きかけを行い、社会の変革と開発を担う。

5

① 援助関係の構築

※ 信頼関係(ラポール)を形成する力

理解しようとする姿勢

意思を尊重しようとする姿勢



心を解きほぐす：感情や思いを引き出せるような技量が必要になる。
そのための、面接技術。

- ①受け入れ、②共感、③促し、
- ④反射、⑤要約、⑥明確化、
- ⑦傾聴、⑧質問、など



pixta.jp - 28330330

6

① 援助関係の構築 <面接技術>

- ・受け入れ（導入）

緊張の緩和のための工夫として、興味関心のある話題から入る。

今回の面接の目的や目標を押さえる。

インテーク場面では、自分の役割を伝える。

- ・共感

利用者の話に関心を示し、利用者の考え方や感じたことを肯定的にとらえる言葉や態度を示す。

「なるほど」「そうですよね」

7

① 援助関係の構築 <面接技術>

- ・促し

利用者の気持ちを引き出すために、話を進めていく言葉や態度を示す。

- ・反射

利用者の気持ちを引き出すために、利用者の発した言葉の一部を繰り返す。

- ・要約

利用者が話が長くなり、前後の関係が複雑なときなどに、話を要約してポイントを整理して返す。

- ・明確化

利用者が適切に言語化できない事柄の内容や感情を洞察し、はっきりと言語化していく。

8